

推薦契約書

第1項

契約同意者は、推薦者を指定役職に推薦した事を同意します。

第2項

契約同意者は、推薦者の労働環境及び、社会的環境、時間帯収益をすべて理解したものとする。

第3項

契約同意者は、推薦者の労働環境及び、社会的環境、時間帯収益の損害及び、負担が発生した場合は推薦者として、社会的責任及び、金銭負担を全てするものとする。

第4項

契約同意者は、推薦者を推薦する詳細理由を、明確に内容証明にて提出する義務を持つ事とする。

第5項

契約同意者に関して、本契約書の全ての者の同意取れた時点にて、推薦者は役職の役割を果たすものとする。一人でも同意が取れない場合は、推薦に関して、破棄するものとする。

第6項

推薦者が、通常業務及び、時間浪費、収益減少が出た場合に関しては、契約同意者は、損害金を速やかに支払う事を同意する。損害金に関しては、推薦者が損害状況に応じて自由に定める事が出来るものとする。支払いがない場合は、法的処理を行うものとする。

第7項

契約同意者に関しては、推薦者の提案に関しては、推薦義務として拒否権はないものとする。提案に賛同されない場合に関しては、時間浪費及び項目に応じた損害金を支払うものとする。

第8項

契約同意者に関しては、推薦者を推薦する理由として、800文字以上の推薦状を準備する義務を持つ事とする。推薦状がない場合は、本契約は無効とし、推薦の意思はないものとする。

第9項

契約同意者に関しては、推薦者の労働負担や金銭負担が出た場合は、無条件で助成する義務をもつ。助成に関しては、労働補助の義務、金銭補助の義務及び、その他考えられる義務を負うものとする。

第10項

契約同意者は、推薦者の推薦義務として、推薦者を前面援助する事を同意する。

以上を、契約同意者は、責任をもって推薦者を推薦する事を誓約致します。

同意契約者

⑩

住 所

電 話 番 号

推薦者

を推薦する事を条文の内容をすべて同意した上で推薦致します。